

## コミュニティ施設用原材料支給制度にかかる注意事項

自治会に対し、公会堂やコミュニティ広場を快適に利用するために必要な原材料を支給する制度

### 本補助金における基本の考え方

・あくまでも原材料の支給のみであり、原材料を活用した整備等は自治会が自ら行うこととしている。

#### しかし…

近年、原材料支給制度で支給した原材料を材料とし、業者が作業するケース(公会堂等の修繕に該当)が見受けられるようになってきました。

そのため、今一度、原材料支給制度の再確認をお願いします。

※なお、公会堂等の修繕は、コミュニティ施設整備事業費補助金でも対象外です。

### 再度、周知する内容

業者等が作業しなければならないような原材料支給は公会堂等の修繕とみなし、対象外とします。

**支給対象** …自治会のみなさんで作業ができる原材料

【例】砕石、土などを原材料として支給 → 自治会の皆さんで砕石や土などをならす  
ペンキを原材料として支給 → 自治会の皆さんで公会堂等をペンキで塗る

**支給対象外** …自治会の皆さんでは作業ができず、業者が作業を実施と思われる原材料

【例】生コン・アスファルト → 作業には専用車両が必要となり、専門業者への依頼が必要と思われることから、対象外  
畳の表替え → 作業は、専門業者への依頼が必要と思われることから、対象外

補助金等の主旨を鑑み、適正な利用にご協力をお願いいたします。

